⑵　特定投資業務における長期収益性の確保

特定投資業務において保有する有価証券等の処分を行うことによって得られる総収入額が、少なくとも、特定投資業務の実施のために生じる費用を含めて必要となる特定投資業務に係る総支出額を上回るように、各事業年度において進捗状況を評価しつつ、特定投資業務に係る長期収益性を確保すること。

⑶　特定投資業務に係る損失の塡補

特定投資業務において生じた損失の塡補については、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額をもってこれに充てることとし、その他利益剰余金その他の資本をもって充てないこと。

⑷　特定投資業務の完了における対応

特定投資業務を完了するときは、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額のうち、法附則第二条の二十七第二項及び第三項の規定により国庫に帰属すべきものとされる額を国庫に納付すること。

四　他の事業者との間の適正な競争関係の確保

会社が政府による出資を受けて特定投資業務を実施することを踏まえ、民間金融機関・民間投資ファンド等の競合し得る他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため、次に掲げる事項に沿って特定投資業務を行うこととする。

⑴　案件決定等に当たって留意すべき事項

①　市場規律の尊重

民間投資ファンド等の活動を不当に妨げるようなことがないよう、特定投資業務による資金供給の決定に当たっては、市況、民間投資ファンド等の取引状況等を考慮し、市場規律を尊重すること。

②　特定投資業務の実施に伴う優越的地位の濫用の禁止

特定投資業務による資金供給に当たり、当該資金供給を受ける事業者が実施する他のプロジェクト等のために会社が通常業務による資金供給を行うことを契約の条件とするなど、特定投資業務を実施することに伴う優越的地位を濫用しないこと。

③　案件決定における手続

特定投資業務による資金供給の決定に当たり、民業圧迫を回避するための必要な手続等を整備すること。

⑵　民間金融機関等との意見交換

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保に係る状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、民間金融機関等との間で、原則として半期毎に意見交換の機会を設けるとともに、必要に応じて意見交換の機会を設けること。

五　特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制

特定投資業務について、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するため、次に掲げる事項に基づき社内の体制を整備することとする。

⑴　事後検証可能な指標の設定

特定投資業務における個別案件について適切に決定し、投資実行後のモニタリングを行うため、上記二⑴及び⑵の各事項並びに上記三⑵に関する事後検証可能な指標（ＫＰＩ）を用いて評価する手法について、特定投資業務規程において定めること。

⑵　外部有識者による機関の設置

①　次に掲げる権限を有する機関（以下「機関」という。）を社内に設置すること。

ア　政策目的との整合性を含む業務の実績を評価すること。

イ　民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況に関して監視すること。

ウ　上記ア及びイのため必要と認める事項。

②　機関は、その機能が適切に発揮されるよう、次に掲げる事項を満たすこと。

ア　構成員について、学識又は経験のある者であることとし、民間金融機関及び資本市場関係者を代表する者を少なくともそれぞれ一名は含むこと。

イ　機関による評価・監視等が特定投資業務の案件決定等に適切に反映されるよう、原則として半期毎に会議を開催するとともに、必要に応じて会議を開催すること。

ウ　上記①のア及びイについて、原則として半期毎に取締役会に報告するとともに、必要に応じて報告を行うこと。

エ　構成員が、特定投資業務の案件に係る情報その他の機関の構成員であることにより会社から得た情報の管理について、適切な措置を講ずること。

六　財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告等

財務大臣に対して、特定投資業務の実施状況等について、次に掲げる事項に沿って必要な報告等を適時適切に行うこととする。

⑴　個別案件の実施に当たっての報告

特定投資業務の個別案件における資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定又は当該案件について保有する有価証券等の処分の決定を行うに当たっては、その内容について、財務大臣に報告すること。

⑵　機関による評価・監視についての報告

機関による上記五⑵②ウの報告の内容について、財務大臣に報告すること。

七　その他

⑴　特定投資業務において保有する有価証券等を民間金融機関等に譲渡することを通じて、民間金融機関等による成長資金の供給促進に寄与することの重要性を踏まえ、政策目的との整合性、長期収益性の確保及び特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の特性に留意しつつ、当該有価証券等をできる限り早期に民間金融機関等に譲渡するように努めること。

⑵　特定投資業務の実施状況等について、金融機関として法令等に基づき遵守すべき情報管理等に留意しつつ、国民に対し、適切に情報公開を行うこと。

⑶　特定投資業務における個別案件と関連して通常業務を実施する場合には、当該通常業務を実施するに当たって、上記二⑵に規定する資金供給の条件その他のこの特定投資指針の規定の趣旨を踏まえること。

㈱　この特定投資指針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

○財務省告示第二百十九号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の十第一項の規定に基づき、同項に規定する指定営業所として次の営業所を指定する。

平成二十七年六月二十六日　　財務大臣　麻生　太郎

営業所	所在地
本店	東京都千代田区大手町一丁目９番６号
北海道支店	北海道札幌市中央区北三条西四丁目１番地
東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目６番35号
新潟支店	新潟県新潟市中央区東堀前通六番町1058番地１
北陸支店	石川県金沢市広岡三丁目１番１号
東海支店	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番19号
関西支店	大阪府大阪市中央区今橋四丁目１番１号
中国支店	広島県広島市中区袋町５番25号
四国支店	香川県高松市亀井町５番地の１
九州支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目12番１号
南九州支店	鹿児島県鹿児島市東千石町１番38号